平成２３年（フ）第９７号
岐阜県多治見市太平町６丁目74番地　マリージュ21－３Ｄ
債務者　大古　健一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第９８号
岐阜県中津川市茄子川2048番地の13　コートノーブル103、従前の住所岐阜県中津川市茄子川2067番地　アルトラマンションＢ―212
債務者　堀　　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２１６号
愛知県江南市布袋町南124番地
債務者　齋藤　眞一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６９号
新潟県胎内市草野95番地
債務者　五十嵐ムツ
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第７８号
新潟県新発田市緑町１丁目２番２号　加藤アパート103
債務者　大倉美土里
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第７９号
新潟県新発田市上石川178番地
債務者　中村　智裕
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２００号
愛知県稲沢市下津新町16番地
債務者　林　　祐加
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２３５号
愛知県一宮市木曽川町内割田八荷丸１番地　レオパレス新木曽川203号
債務者　中　　哲朗
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２８７号
高知市神田23番地１　県住Ｒ９―707
債務者　松藤　和美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９２号
高知市一宮西町４丁目15番12号　光陽ハイツⅡ―202
債務者　竹村　裕二
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９５号
高知市小石木町204番地　潮江市営住宅409号
債務者　中山　　恵
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３００号
高知市朝倉丁393番地３
債務者　小松　明美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０２号
高知市神田50番地　吾反田マンション１号
債務者　野村　可奈
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０６号
高知市十津５丁目２番１号　三里十津南市営住宅206号
債務者　福田ゆかり
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０８号
高知市東秦泉寺470番地193
債務者　駒場　美和
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４２号
高知市神田1410番地17
債務者　松浦トモ子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４３号
高知市神田1410番地17
債務者　松浦　眞治
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９号
福岡県京都郡苅田町新津２丁目９番地10　ハイツ塩塚103号室
債務者　植村　一夫
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係